

議案第 29 号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 8 月 23 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。